

恵み野南自主防災会資機材管理運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、恵み野南自主防災会規約（平成21年1月1日実施。以下「規約」という。）第4条5項に定める防災資機材の備蓄に関し、必要な事項を定める。

(防災資機材の整備)

第2条 会長は、規約における目的達成のため、消火、避難誘導、救出、救護等の活動に必要な別表第1に定める防災資機材を整備する。

(防災資機材の管理)

第3条 恵み野南自主防災会会長は、当該防災資機材を自主防災活動に活用するとともに、責任を持って管理する。

(2) 整備した防災資機材は、点検の日を定め定期的、計画的にこれを整備、点検し、いつでもすぐに活動できるようにしておかなければならない。

(貸出の申請)

第4条 他の防災会等が貸出を受けようとするときは、防災資機材貸出申請書（別記第1号様式）により会長に申請しなければならない。

(貸出の規程)

第5条 会長は、前条の申請があった場合は、速やかに内容を審査し、適当と認めるときは、防災資機材貸出決定通知書（別記第2号様式）により申請者に通知する。

(防災資機材の受領)

第6条 防災資機材の貸出しを受けた防災会等は、防災資機材受領書（別記第3号様式）を会長に提出しなければならない。

(貸出の取消)

第7条 会長は、防災資機材の貸出しを受けた防災会等が、次のいずれかに該当するときは、貸出の決定を取り消し、又はすでに貸出した防災資機材の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正の手段で貸出しの決定を受けたとき。

(2) 防災会等を解散したとき。

(補則)

第8条 この要領の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規程は、平成28年8月20日恵み野南自主防災会規約として作成（防災資機材貸出申請書・防災資機材貸出決定通知書・防災資機材受領書を同時作成）平成28年11月12日恵み野南町内会四役会です承即日実施。